

## **那賀川流域 地域ワーキング検討会 規約**

### (名称)

第1条 本会は、「那賀川流域 地域ワーキング検討会」（以下、検討会という。）と称する。

### (目的)

第2条 那賀川流域において、多様な主体との連携のもと、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組を通じて自然環境を保全・再生するとともに、良好な自然環境を活かした地域活性化の実現を目的とする。

### (検討事項)

第3条 検討会は、以下に関する検討等を行う。

- 一 那賀川流域の生態系の健全さの指標となる生物種の生息・生育環境の保全・再生及び創出を通じた生態系ネットワークの形成に関すること
- 二 那賀川流域の自然の価値や魅力を活かした地域活性化に関すること
- 三 その他、前項に掲げる事項に附帯する事項

### (組織等)

第4条 検討会は、「徳島県流域コウノトリ・ツルの舞う生態系ネットワーク推進協議会」（以下、協議会という。）規約第7条の「地域ワーキング」として設置する。

- 2 検討会は、別表に掲げる者によって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。
- 3 検討会には会長を置く。会長は、事務局の推薦によってこれを定める。
- 4 会長は、検討会を代表し、検討会の円滑な運営と進行を総括する。
- 5 会長に事故等があった時には、会長が復帰するまでの間、検討会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。

### (検討会の招集)

第5条 検討会は、会長の命を受けて事務局が招集する。

- 2 検討会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。なお、やむを得ない理由で委員が検討会に出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 検討会は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見等を聞くことができる。

(コアワーキング)

第6条 検討会規約の第3条に掲げる事業を具体的に推進するために、地域の課題を踏まえた取組の検討や、既存の団体等との連携による生態系ネットワーク形成に資する取組の推進等を行う組織として、コアワーキングを置くことができる。

- 2 コアワーキングの招集、構成メンバー、議事、進行等の、運営上必要な事項は、開催の都度、事務局が定める。
- 3 コアワーキングは、必要に応じて構成メンバー以外の者の出席を要請し、意見等を聞くことができる。
- 4 コアワーキングは、検討結果を検討会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 検討会及びコアワーキングの事務局は、国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所に置く。

(会議の公開)

第8条 検討会は、原則として公開とする。ただし、生物の保護や個人情報の保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項は、原則として委員限りとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この規約は、令和7年5月22日から施行する。

別表（第4条関係）

**那賀川流域 地域ワーキング検討会 委員名簿**

区分	所属・役職等	氏名（敬称略）
学識者	阿南工業高等専門学校 名誉教授	湯城 豊勝
	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科 教授	大田 直友
	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	河口 洋一
	認定NPO法人 とくしまコウノトリ基金 事務局長	柴折 史昭
市町村	阿南市長	岩佐 義弘
	小松島市長	中山 俊雄
	那賀町長	橋本 浩志
国	国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所 事務所長	北川 誠純
農業	東とくしま農業協同組合 代表理事組合長	荒井 義之
	太田川土地改良区 理事長	末岐 仁人
企業	日亜化学工業株式会社 環境安全本部 環境安全部 部長	西山 成実
	ソルベイ・スペシャルケム・ジャパン株式会社 研究開発部 部長	大竹 尚孝
金融機関	株式会社 阿波銀行 常務取締役	伊藤 輝明
	株式会社 徳島大正銀行 法人推進部 副参事	笹尾 啓一
	阿南信用金庫 総務部	瀧根 英二
活動団体	まんなかの学校 代表	藤園 麻里
事務局	国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所	

令和7年5月22日現在